

## 一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、策定します。

### 記

①計画期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
②取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>●所定外労働の削減のための措置の実施</li><li>●年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施</li><li>●妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施</li><li>●育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</li><li>●若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進。</li></ul>

以上